

事業名 (箇所名)	天ヶ瀬ダム再開発事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業主体	近畿地方整備局			
			担当課長名	藤巻 浩之						
実施箇所	京都府宇治市									
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
主な事業の 諸元	放流設備の増設(トンネル式、内径10.3m、延長617m)									
事業期間	事業採択	平成元年度	完了	令和3年度						
総事業費(億円)	約660		残事業費(億円)		約118					
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 淀川水系では、昭和28、34、36、40、57年、平成7、25年の出水により、浸水被害が発生しており、戦後最大洪水である昭和28年には56,194戸の浸水被害が発生している。滋賀県では平成7年5月に床下浸水39戸、田畑埋没流出281.9haの被害が発生している。 昭和52、53、59、61年、平成6、12年には、濁水被害が発生しており、いずれの年も10%以上の取水制限を行っている。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節(洪水調節機能の強化) 利水(京都府の水道用水の確保・発電能力の増強) <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 水害等災害による被害の軽減 施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:令和4年~令和14年 486戸、令和15年~令和53年 485戸 ※令和4年~令和14年:なんば線完成前 年平均浸水軽減面積:令和4年~令和14年 14ha、令和15年~令和53年 14ha ※令和15年~令和53年:なんば線完成後									
事業全体の投資効率性	基準年度		令和2年度							
	B:総便益(億円)	816	C:総費用(億円)	802	全体B/C	1.02	B-C	14	EIRR(%)	4.1
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	791	C:総費用(億円)	138	継続B/C	5.7				
感度分析	事業全体のB/C		残事業のB/C							
	残事業費 (+10% ~ -10%)	1.0~1.0		5.4~6.1						
	残工期 (+10% ~ -10%)	-		-						
	資産 (-10% ~ +10%)	0.9~1.1		5.2~6.2						
	<p>※便益の算出では、天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム事業が一体となって発現する効果を、両事業の洪水調節容量の比率で按分することにより算出。</p> <p>なお、天ヶ瀬ダム再開発事業は、既設ダムの放流能力を増強する事業であるため、便宜上、天ヶ瀬ダムの現行容量を放流能力の増加分と既存の放流能力の比率により按分し、天ヶ瀬ダム再開発事業相当の洪水調節容量とした。</p>									
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節: 放流能力を増強し、ダムの治水容量をより効率的に活用することで、天ヶ瀬ダムの洪水調節機能を強化する。 水道用水: 天ヶ瀬ダム再開発事業による貯水池運用の効率化により、洪水対策や発電に影響を与えることなく、より多くの水道用水を取水できるようになり、1日あたり51,840m³の水(約17万人分)を新たに安定的に供給する。 発電: 喜撰山発電所では電力需要の多い夏場においても、新たに約110MW(110,000kW)の電力を発電できるようになり、安定供給が可能となる。 河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川流域では、以下のような被害が想定されるが、事業実施により、解消される。 <ul style="list-style-type: none"> ①仮に避難率0%とした場合の想定死者数は約8,600人、最大孤立者数は約95万人と推定される。 ②電力の停止による影響利用者数は約82万人と推定される。 ③役所、消防署、警察署等の防災拠点施設が浸水被害を受け、防災拠点施設31箇所の機能低下が推定される。 ④主要鉄道および地下鉄18路線で交通途絶の発生が推定される。 ⑤主要道路19路線で交通途絶の発生が推定される。 ⑥地下街で浸水被害が発生し、影響利用者数は約48万人と推定される。 放流能力増強により、琵琶湖に貯留された洪水は速やかに下流へ放流され、琵琶湖の水位が早期に低下し、その結果琵琶湖沿岸の浸水面積の減少や浸水時間が短縮される。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水として参画している京都府に対して、令和元年12月に「天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画」の変更について照会した際、異存なしの回答があった。また、計画取水量についても変更はない。 発電として参画している関西電力株式会社に対して、令和元年12月に「天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画」の変更について照会した際、異存なしの回答があった。 									
主な事業の進捗状況	<p>平成元年度 事業着手 平成7年度 基本計画官報告示(平成7年4月:建設省告示第996号) 平成9年度 工事着手 平成22年度 基本計画変更官報告示(平成23年3月:国土交通省告示第249号) 平成26年度 基本計画第2回変更官報告示(平成26年5月:国土交通省告示第565号) 平成28年度 基本計画第3回変更官報告示(平成29年4月:国土交通省告示第348号) 令和2年度 基本計画第4回変更官報告示(令和2年7月:国土交通省告示第733号)</p> <p>現在、トンネル式放流設備を継続して実施している。 令和元年度末時点で事業費約515億円を投資しており、進捗率約78%。</p>									
主な事業の進捗の見込み	令和3年度の事業完成に向けて、トンネル式放流設備を継続して実施中。									

<p>コスト縮減や代替案立案等の可能性</p>	<p><コスト縮減> ・学識経験者等の委員で構成する、「淀川水系ダム事業費等監理委員会」を令和元年8月に設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等について意見を頂いている。 ・ゲート室部上屋について、必要最小限の形状に見直すことによりコスト縮減を図った。 ・減勢池部の覆工構造について、隅角部を円形化に見直すことで必要な鉄筋量を軽減してコスト縮減を図った。</p> <p><代替案立案の可能性> ・代替案の検討については、学識者による技術検討会で既存施設の有効活用案、天ヶ瀬ダム本体のゲート増設案について検討した結果、機能面等の制約条件によって採用不可となっている。 ・「天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画変更」(第4回)の事業費を変更した場合においても同様に制約条件によって既存施設の有効活用案、ダム本体のゲート増設案は採用不可となるため、現在実施しているトンネル式放流設備が優位と判断している。</p>
<p>対応方針</p>	<p>継続</p>
<p>対応方針理由</p>	<p>天ヶ瀬ダム再開発事業は、前回の再評価以降も事業の必要性は変わっていないことから、令和3年度の事業完成に向けて、引き続き「事業を継続」することが妥当と考えている。</p>
<p>その他</p>	<p><第三者委員会の意見> 当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。</p> <p><京都府知事> 対応方針(原案)案については、やむを得ないものとして同意する。 なお、予定されている基本計画の変更は大変遺憾であり、今後は事業費の増額がないよう、徹底した費用の縮減を行うとともに、工期を厳守し、早期完成を図られるよう要望する。</p> <p><大阪府知事> 「対応方針(原案)」案については異存ありません。 建設費用の縮減及び早期完成に努めるとともに、建設に係る事業の執行に際し学識経験者により構成される第三者委員会等において引き続き厳正に監理を行うことを求める。</p> <p><滋賀県知事> 「対応方針(原案)」のとおり「事業継続」で異論はない。 工期短縮に努め早期完成を図られたい。</p>

位置図

天ヶ瀬ダム再開発事業概要図

